

2014年度予算要求の回答書(その9)
 今回は、4. いつまでも住み続けられるまちづくりを④～⑩です。

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

④風俗・ギャンブル産業などが蔓延しないよう、条例を制定し、規制すること。客引き防止条例については具体的に成果を明らかにすること。

風俗営業等につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)や同法施行条例に基づき、その営業種別に応じて営業できる場所や時間等が規制されているとともに、競馬や競輪等の公営競技及び宝くじなどのいわゆるギャンブル産業につきましても、競馬法(昭和24年法律第37号)や自転車競技法(昭和23年第209号)等で規制されているため、これらの法令で十分対応できるものと認識しております。

「客引き行為防止条例」の具体的成果につきましては、施行(平成26年4月1日)後における客引き等行為者数の増減を比較するなど、各種対策の検証を行うことにより、その成果を明らかにしてまいります。
 (くらし交通安全課)

⑤バリアフリー化は中心市街地だけでなく、市全体で推進し、高齢者・障害者等が安心して暮らせるようにすること。

歩道等の整備につきましては、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、中心市街地以外におきましても、バリアフリー化を考慮し、安心・安全な道路環境の整備に引き続き努めてまいります。
 (道路整備課)

⑥市民の生活の足を確保するため、市の責

任で、デマンド交通等を導入すること。

路線バスやコミュニティバスにはない「ドア・トゥー・ドア」に近いサービスを実現することができるデマンド交通は、魅力的な交通サービスであると認識しております。

しかしながら、本市におけるコミュニティ交通の導入につきましては、地域における理解や運行における採算性などを十分調査した後に需要が見込める場合において、導入に向けた予算化を検討することとしております。

今後におきましても、地域の実情に即した交通が実現できるよう、研究をしてまいりたいと考えております。
 (企画政策課)

⑦違法駐輪をなくすために、「通りに一つ駐輪場」を目指して、整備すること。

新たな自転車駐車場の整備につきましては、現在、鋭意検討を行っておりますが、用地等の取得が難しい面がありますので、速やかな対応といたしまして、現状運営している市営駐輪場の収容台数の増設等の運用を進めているところであります。
 (くらし交通安全課)

⑧放置車両対応のための条例をつくるなどで、放置車両を根絶すること。

放置車両につきましては、警察に路上放置自動車の調査を依頼した上で、所有者や事件性の有無の調査が行なわれ、廃物自動車と認定された車両について、撤去を実施しております。

今後におきましても引き続き警察と連携を深め、路上放置自動車の根絶に努めてまいります。
 (道路維持課)

⑨中間処理施設については、安全性、経済性を考慮して決定すること。

新ごみ中間処理施設は、厚木愛甲環境施設組合が整備いたしますので、その構成自治体である愛川町及び清川村と連携しながら、施設整備内容の検討を進めてまいります。環境性、安全性及び経済性に配慮し、施設整備に努めてまいります。

(環境総務課)

⑩放射能汚染に対する国民の不安の大本である原子力発電所の廃止を国に働きかけること。

原子力発電所の問題につきましては、国民的コンセンサスを得て行われる必要があると認識しております。

また、国の議論や関係自治体との調整の中で、今後の方向性が決定されるものと判断しておりますので、その推移を見守りたいと考えております。
 (企画政策課)

⑪太陽光発電システムなど、自然エネルギー(再生可能エネルギー)発電のいっそうの推進を図ること。官民あげて推進できるよう対策を講じること。

本市では、平成24年度に策定した「あつぎ元気エネルギー構想」を踏まえ、それを具現化するため、現在「(仮称)あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画」を策定しております。これに基づき、防災の拠点となる公共施設等に太陽光発電システムの導入を推進するほか、各家庭においても導入奨励金制度を通じ、引き続き住宅用の太陽光発電設備の普及促進を図ってまいります。

また、本市独自の取組として、市内の遊休地などに太陽光発電の普及を促進する「太陽光発電事業用地登録制度」を通じ、民間活力による太陽光発電事業の誘致を推進してまいります。
 (環境総務課)

⑫太陽光発電システム設置への助成を、共

同住宅、事業所にも拡大すること。

現在、スマートハウス導入奨励金制度における住宅用太陽光発電システム設置への助成につきましては、発電した電力を自宅で消費することを前提としており、共同住宅におきましても、設置する個人がその電力を自宅で使用する場合は助成対象としております。

また、事業所に対する助成は、本市では、産業振興策として、中小企業者を対象とした設備投資促進事業において、太陽光発電設備の設置に対する助成を行っております。
 (環境総務課)

⑬厚木市文化会館の使用料を引き下げること。あわせて、厚木市内の団体が利用した時の減免制度をつくること。

文化会館の利用料につきましては、昭和53年のオープン当時から改定は行っておりませんが、平成16年のリニューアル工事において、大・小ホールの音響・照明設備の充実を図り、客席やトイレなどの施設を改修いたしました。

そうした中、利用料につきましては、近隣市のホールと比較しても妥当なものと認識しております。

また、利用料の減免につきましては、現行の規定に基づき、市が主催や共催等を行うことで適正な運用に努め、本市の文化芸術の振興を図っております。
 (文化生涯学習課)

6月の法律相談は

6月24日(火) 13時～

前日迄の連絡をお願いします。